

令和6年度

第2回倉浜衛生施設組合議会定例会
会議録

令和6年8月31日	開 会
令和6年8月31日	閉 会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

倉浜衛生施設組合議会定例会会議録

議事日程第1号

令和6年8月31日（土）

午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第4 議案第4号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)
- 第5 認定第1号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第6 報告第2号～報告第8号 例月現金出納検査の結果報告について
- 第7 一般質問

本日の会議に付した事件 (議事日程のとおり)

出席議員（14名）

1番	伊	禮	悟	議員	8番	屋	富	祖	功	議員	
2番	上	地	崇	議員	9番	伊	佐	哲	雄	議員	
3番	栄	野	比	和	光	10番	棚	原	明	議員	
4番	喜	友	名	秀	樹	11番	又	吉	亮	議員	
5番	桑	江	直	哉	議員	12番	宮	城	政	司	議員
6番	小	谷	良	博	議員	13番	高	安	克	成	議員
7番	町	田	裕	介	議員	14番	照	屋	正	治	議員

説明のため出席した者の職、氏名

副 管 理 者	渡 久 地 政 志	総 務 課 長	天 貝 壽 也
事 務 局 長	山 城 満	総務課主 幹	辺 土 名 俊 明
次 長兼業務 第一課長兼 業務第二課長	宮 里 学	総務課主 幹	町 田 洋 人

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

総 務 係 長	米 須 健	総務課主査	大 城 和 佳
---------	-------	-------	---------

○栄野比和光 議長

皆様おはようございます。

ただ今より、令和6年度第2回倉浜衛生施設組合議会（定例会）を開会いたします。

ただいまの出席議員数14名全員出席でございます。

定足数に達しております。会議は有効でございます。

それでは、会議に先立ちまして松川正則副管理者の御逝去に際し、謹んで哀悼の意を表すとともにご冥福をお祈りするため、1分間の黙祷を捧げたいと思います。

皆様ご起立をお願いいたします。それでは黙祷。

（1分間の黙祷）

○栄野比和光 議長

黙祷なおれ、ご着席をお願いいたします。1分間の黙祷大変ありがとうございました。

それでは本日の会議を開きます。

開会のご挨拶を副管理者をお願いいたします。

渡久地 副管理者。

○渡久地政志 副管理者

議員の皆様、おはようございます。

本日はお忙しい中、令和6年度 第2回倉浜衛生施設組合議会 定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

定例会の開会にあたりまして私のほうからご挨拶を申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

先ほど、先月急逝されました松川正則副管理者への黙祷のお時間をいただき誠にありがとうございました。

松川正則副管理者におかれましては多大な功績に対し敬意と哀悼の意を表すとともに、御冥福をお祈りするばかりであります。

さて、今定例会に上程しております、案件につきましては、

『議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて』、

『議案第4号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）』、

『認定第1号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について』の3件となっております。

案件の内容につきましては、事務局の方から、ご説明させていただきたいと思います。

なにとぞ慎重なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げ、私からの開会のご挨拶といたします。

○栄野比和光 議長

以上でご挨拶を終わります。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名は、会議規則第70条の規定により、議長において喜友名秀樹 議員、宮城政司 議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日8月31日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日8月31日の1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

当局の説明をお願いいたします。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

おはようございます。よろしくお願いいたします。

では、議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

このことについて、地方自治法第196条第1項の規定により、別記1名を選任したいので、議会の同意を求める。

令和6年8月31日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

提案理由：監査委員を選任する必要があるため、この案を提出する。

次のページをお願いいたします。

氏名 嘉手納 貴子

生年月日、現住所については記載のとおりでございます。

本人の略歴につきましては、お手元に配布してございますので、ご参照いただきたいと思います。

説明は以上となっております。よろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第3号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第4号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第4号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）。

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年8月31日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,428万3千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,871万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年8月31日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

4ページから6ページにかけてが第2表の債務負担行為補正となっております。

まず、4ページをお願いいたします。

債務負担行為については、継続的に廃棄物処理運転を行うために必要な薬品、燃料、点検業務などがありますが、その中から主なものとして4ページの上から2

番目、例規追録・データ更新費及び、下から2番目になります例規総合管理システム使用料。こちらは、例規総合管理システム使用料の条例、規則等の制定、改廃の際に、改正文や新旧対照表の作成作業の効率化等を図るシステムの使用料となっております。

続きまして4行目、熱回収施設運転業務委託8億6,290万6千円となっております。

期間が令和6年度から令和9年度の3ヵ年の運転業務となっております。前回の3年度分と比較して、1億430万5千円の増額しており、これは人件費の上昇が主な要因となっております。

続きまして5ページの下から3行目になります。資源ごみ等分別業務委託が6,811万8千円で、前年度比較1,384万3千円の増額しております。この分別業務については、ビン、缶類の分別作業に加えて、これまで自前で行っていた燃えないごみの破袋作業とハンガーや網、傘などの分別作業を追加したものであります。

続いて6ページをお願いいたします。

6ページの2行目、汚泥再生処理センター運転管理業務委託につきましては、期間が令和6年度から令和9年度までの3ヵ年、1億674万円で前回比較638万3千円の増しており、これも人件費の上昇が主な要因となっております。

続きまして6ページの4行目です。処理残渣収集運搬作業業務委託338万3千円は新規業務となっており、構成市町の各給食センターの給食調理残渣を回収し、宜野湾清水苑まで運搬、処理する業務となっております。これまで、自前で行っていましたが、委託することで費用対効果が見込めると考えております。

次のページをお願いいたします。

補正予算第1号に関する説明書の中から、主なものを説明いたします。

説明書の3ページをお願いいたします。歳入となっております。

5款1項1目財政調整基金繰入金の補正額7,788万9千円の減につきましては、歳入歳出補正財源調整減額分を基金へ繰り戻すものであります。

また、2目地域還元対応基金繰入金の補正額1億6,200万9千円の増、これは、基金対象団体である池原自治会の駐車場整備等に充当するものであります。

次の3目最終処分場整備等基金繰入金の補正額1,991万7千円の増であります、飛灰固化物を、最終処分場まで運搬する大型車両の購入費に充当するものであります。

次に5ページをお願いいたします。こちらから歳出となっております。

1款1項1目議会費の補正額217万7千円の増、これは8節にあります旅費によるもので倉浜議会議員先進地視察に伴う費用となっております。視察先としては関東エリアを予定しているところであります。

次に6ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の補正額は2億3,754万1千円の増、主な増の要因は、18

節の負担金・補助金及び交付金のうち、1億6,200万9千円の増につきましては、池原自治会へ、地域還元対応基金として支出するものであります。

その内容については、池原自治会が自治会隣接地へ駐車場等の整備のほか、経年劣化に伴う備品等の更新を行う予定となっております。

それと6ページから8ページにかけてあります2款総務費と3款衛生費がありまして、こちらの今回の補正に共通しているものがありまして、1節の報酬から4節の共済費を含む人件費の増減があります。これは4月1日付けで人事異動に伴うものとあと、児童手当法の制度改正による増額の影響を含めたものとなっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

3款1項2目塵芥処理場費、リサイクルセンター、次8ページをめくっていただきたいと思います。8ページにリサイクルセンターの12節の委託料、説明欄1. 資源ごみ等の分別業務委託については、これはこれまで自前で行っていた燃やせないごみの破袋作業と分別作業を委託するものですが、引き継ぎ期間を考慮して令和7年3月の1か月分の委託費を計上したものであります。

続きまして8ページの3款1項3目最終処分場費の補正額は、1,628万6千円の増となっております。17節 備品購入費1,991万7千円の増は、10トントラックの機械器具の購入費となっております。

こちらは熱回収施設から排出される飛灰固化物を、最終処分場まで運搬に使用するもので、これまで委託しておりましたが、自前で運搬することで、費用対効果が見込めるものであります。

説明は以上となっております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○柴野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

喜友名秀樹 議員。

○喜友名秀樹 議員

おはようございます。同議案についてご質疑させていただきたいと思います。債務負担行為のページ5ページでご説明がありました資源ごみ等分別業務委託についてご質疑させていただきますけれども、この委託されることによつてのこの予算への影響を金額含めて、その金額がこれからいろいろと見直しをしていかなければいけない予算の減額の理由は理解出来るところでございますけれども、その影響について確認させていただきたいのですが、まず、委託することで減額になる金額、そしてその積算根拠について質疑したいと思います。よろしくお願いいたします。

○柴野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

喜友名議員の質疑にお答えします。これまで自前で行っていた燃やせないごみの破袋業務、ハンガーや網等ですね、自前で行っていましたが、外部委託することで年間1,600万円、10年間で約1億6千万円の減額効果を見込んでおります。以上でございます。

○栄野比和光 議長

宮里次長根拠がありましたね。

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

すみません。今現在は、不燃ごみの処理業務ということで、会計年度任用職員7名で行っておりまして、次年度からまた調理残渣、宜野湾市のこれも行いう予定となっております。現在、会計年度任用職員で行っておりますが、今年間3,600万円掛かってございます。これをシルバーさんに委託することによって、1,992万2千円を予定してございます。年間1,600万円余りの減額効果があると考えております。以上です。

○喜友名秀樹 議員

あえて確認漏れがあるので、積算根拠で今会計年度任用職員が7名で3,600万円と、今少し言いかけていましたシルバーに委託するというので、そこが何名なのかと。要は何名から何名に変わって金額がいくらかからいくかに減額されるんだというところの積算根拠を確認させていただきたいので、そこまでちょっと答弁漏れです議長。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

不燃ごみの業務については、8名を予定してございます。調理残渣の運搬については、2名を予定しています。以上でございます。

○栄野比和光 議長

休憩いたします。

休憩（午前10時22分）

再開（午前10時22分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

ただ今喜友名議員のご質疑ですけれども、今回の外部委託する内容についてで

すけれども、ご質疑で不燃ごみでしたけれども、今トータルでお話しさせていただいている年間1,600万円の内訳について説明させていただきます。

まず、委託をする業務としては、不燃ごみの処理業務、これが破袋作業です。あともう1つが調理残渣の収集運搬業務、これは各給食センターから宜野湾清水苑に運搬処理するものとなっております。

続いて現在その業務に従事している会計年度任用職員等の人数の説明からさせていただきます。不燃ごみの処理業務については、配置人数としては7名を配置しております。

続いて調理残渣については、これは午後だけであります。半日の2名を配置しているところです。

続いて委託した場合の配置人数でございます。不燃ごみ処理業務については、委託した場合には8名が配置されます。

それと調理残渣につきましては、これは同じ時間的には午後の2名の配置となっております。以上です。

○栄野比和光 議長

喜友名秀樹 議員。

○喜友名秀樹 議員

局長、分かりやすいです。ありがとうございます。今確認が取れました。ということですので、実際は2つの委託から1名増えるということでもありますので、そこで一応確認なんですけれども、少し次長のほうから途中で言いかけたシルバーに委託を予定されているというところだと思しますので、やっぱり気になるのはサービスの低下が気にならないかと。これはどういうことかと言いますと、会計年度任用職員が今業務を当たっている中において、シルバーさんになることによって、少し作業量が減らないかというのがやっぱり心配になります。そうした時に別の現場等で出ている職員等がそこに作業が残ったから回らないといけなとかというのが非常に気になるので、その辺が1名増で足りるということで大丈夫なのかを確認させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

人員が増えた時の能力があがらないしっかりした根拠だと思いますけど、今回の業務内容につきましては、燃やせないごみの破袋作業とハンガーとか傘の分別作業となっており、重量物を扱うものでもございません。また、破袋作業においてもごみ袋を破る作業がありますが、ハサミなど道具を使っておりますので、大きな力仕事ではないと考えております。

さらに県内、他の同規模の施設を見ても高齢者が活躍している事例もあること

から、当組合においても十分対応出来るものと考えております。

それと現在の配置状況としましては、7名配置なんですけど、年休取得等により、実質7名が処理作業に配置されている状況ではございません。

外部委託した場合の人員配置については、毎回8名体制で処理することになりますので、1人1人の作業効率が落ちたとしても人員的なカバーにより、処理量に影響が出ないものと思っておりますが、作業を進める中で処理量に影響が出ないように組合としてもしっかりと対応していきたいと考えております。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

宮城政司 議員。

○宮城政司 議員

よろしくお願ひします。今の喜友名議員の質問に加える感じなんですけど、今回この資源ごみ等分別業務委託がありますが、このシルバー人材の委託先が沖縄市だけなのか。宜野湾市、北谷町もあるのか。今後、そういったことも計画しているのかどうか。お伺ひいたします。

○栄野比和光 議長

休憩いたします。

休憩（午前10時28分）

再開（午前10時29分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

訂正します。先ほどシルバーという言葉を使ったんですけど、実際は高齢者等の雇用等に関する法律に規定する法人ということに訂正したいと思います。よろしくお願ひします。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

今回債務負担行為の補正の中で予定しております不燃ごみ処理業務や調理残渣収集運搬作業業務につきましては、両方とも高年齢者等の雇用等に関する法律の規定に関する法人を対象としておりまして、あと、そういった中で地域性とかそういったことを十分考慮した上で、議決後になりますけど、議決いただいてあとには、対象に地域を考慮した状態で発注出来ればなというふうに今現在のところは考えているところであります。以上です。

○栄野比和光 議長

宮城政司 議員。

○宮城政司 議員

沖縄市だけにこの委託が限られることがないように是非、北谷町、宜野湾市のことも配慮いただくようよろしくお願いします。以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

又吉亮 議員。

○又吉亮 議員

8ページの17節の備品購入費で1,991万7千円、確かトラックの購入ということでの説明だったんですけれども、1,991万7千円のこの購入費の財源が最終処分場整備等基金繰入金、こちらのほうを繰り入れてトラックの購入に充てるということではあるんですけれども、倉浜衛生施設組合最終処分場整備等基金条例第6条の処分とあるんですけれども、この3,661ページです。この処分に関する条例があるんですけれども、この第6条の中の1号から4号までどれに該当するのか。トラックの備品購入に充てられるというこの処分の方法は1号から4号までのどれに該当するのか。お聞かせください。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。まず、当該車両につきましては、施設にて処理を行った後に最終的に排出される不燃物を最終処分場へ運搬する車両でございまして、運搬された不燃物は処理場の埋立処理により一連の作業を完了することとなってございます。

当該車両の整理については、最終処分場で必要な経費であることから最終処分場整備等基金条例第6条第1号に該当するものと考えております。以上です。

○栄野比和光 議長

又吉亮 議員。

○又吉亮 議員

じゃ第6条の第1号の最終処分場の基幹改良事業等の財源に充てる等の部分に該当するという認識でよろしいでしょうか。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

はい、そのような認識で間違いございません。

○又吉亮 議員

ありがとうございました。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

よろしくお願いします。ただ今の又吉議員の質疑に関連しますけれども、今、最終処分場費の中の17節備品購入費1,991万7千円、これは先ほど説明ありましたトラックの購入ということですが、これまで委託していたところは、年間委託の契約、それと委託料、先ほども費用対効果のお話がありましたけれども、この1,900万円のトラックを買って、これまで委託していた金額とどれぐらいでペイになるというのか、計算しているのか。

それからこの委託していた業者さんは常駐でこの施設にトラックを置いていたのか。それからまた今後トラック買う予定はしていると思いますけど、このトラックのは最終処分場のみだけで使用するものなのか。ちょっとお聞かせください。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

屋富祖議員のご質疑にお答えします。使用する内容からまず説明します。業務内容については、熱回収施設から排出される飛灰固化物を、最終処分場まで運搬に使用するものとなっております。

費用対効果につきましては、これまで年間約650万円の委託業務をしていたところであります。費用対効果としましては、初期費用として車両購入費が掛かることから、購入から4年目から効果が現れて、10年間で約3,300万円の費用効果が見込まれるものと考えております。

使用については、最終処分場だけで使用するものとなっております。今、車両の常駐については、ここに常駐してございます。以上でございます。

○栄野比和光 議長

休憩いたします。

休憩（午前10時36分）

再開（午前10時36分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

契約内容につきましては、3年契約の入札で行ってございます。年間回数が約600回の往復ということでございます。よろしくお願いします。

○栄野比和光 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

ありがとうございます。施設を運営していく中、そういった経費削減に取り組むことは本員としてはとても素晴らしい、良いことだと思っています。ただ、その中でこれまで3年間契約していた業者に対して、今回は自社でトラックを購入しますよと言う時の丁寧な説明とか。そういったのはやったのか。もし、今後自主運営していくわけですから、その辺の相手先に対する丁寧な説明とかはやってあるのかお聞かせください。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

現在の契約業者とは、この次年度からの対応ということはお話してございます。業者のトラックは15年経っているということで、その辺は理解してもらってございます。

○屋富祖功 議員

以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第4号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第4号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決いたしました。

日程第5 認定第1号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

認定第1号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めます。

令和6年8月31日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

次のページの別冊の決算書のほうをお願いいたします。

主な事項につきましては、一般会計歳入決算書で説明させていただきますのでその2ページと3ページをお願いいたします。一番下の欄が歳入の合計欄となっております。ご覧いただきたいと思います。

まず2ページにあります予算現額の歳入合計欄、こちらが37億2,775万5,000円。

続いて3ページにあります調定額のほうが、34億7,976万4,098円。続いて収入済額が、31億6,976万4,098円。不納欠損額はございません、また、収入未済額は3億1,000万円となっております。

右端にあります予算現額と収入済額との比較は、5億5,799万902円となっております。

3ページの表の右にありますこの予算現額と収入済額との比較でその主な内容につきまして、説明させていただきます。

3款1項の国庫補助金及び、8款1項組合債のそれぞれの3億1,000万円につきましては、これは熱回収施設基幹的設備改造事業を繰り越したものであります。

次に、7款3項の雑入ですけれども、こちらが5,810万476円の増額した内訳としては、発電量が約2,960万円増額したことと、ペットボトルの買い取り価格の上昇に伴い、約2,820万円増加したものとなっております。

続きまして4ページ、5ページをお願いいたします。

一番下の欄にあります一般会計歳出決算書の歳出合計欄となっております。

4ページにあります予算現額の37億2,775万5,000円。続いて5ページにあります支出済額が29億8,633万7,851円。翌年度繰越額は、6億5,038万9,000円。不用額は9,102万8,149円、予算現額と支出済額との比較は、7億4,141万7,149円となっております。

不用額合計の9,102万8,149円の内訳ですが、5ページの表の中段にあります3款1項清掃費の不用額が5,690万3,495円の主なものとしては、熱回収施設の修繕費などの契約差額などの減が主なものとなっております、これは、緊急的な修繕などにそなえていたものですが、今回、緊急的な支出がなかったことから、不用額となっております。

続きまして少し飛びます。39ページをお願いいたします。実質収支に関する調

書でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引きました額が、歳入歳出差引額は、1億8,342万6,247円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源が3,317万9,000円となっており、それを差し引きますと、実質収支額としては1億5,024万7,247円となっております。

続きまして、42ページをお願いいたします。

財産に関する調書の3.基金でございますが、(1)財政調整基金の表の真ん中にあります決算年度中増減高につきましては、9,612万1,298円の増となっており、続いて表の右の決算年度末現在高が、7億4,399万1,767円となっております。

(2)の地域還元対応基金の決算年度中増減高につきましては、293万8,335円の減であり、決算年度末現在高は、3億6,707万5,665円となっております。

続きまして(3)の最終処分場整備等基金の決算年度中増減高につきましては、906万3,946円の減、決算年度末現在高は、6億535万5,333円となっております。

以上が決算認定についての説明となっております。

なお、令和5年度決算認定に係る資料といたしまして、令和5年度一般会計歳入歳出決算認定資料、令和5年度一般会計歳入歳出決算審査意見書、それと令和5年度主要な施策の成果を説明する書類を配付しておりますので、あわせて、ご参照のほどよろしくお願いいたします。

以上となっております。よろしくお願いいたします。

○柴野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

上地崇 議員。

○上地崇 議員

上地です。よろしくお願いします。令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についての説明資料でいうと31ページ、32ページの3款1項2目のリサイクルセンターの部分の備考欄8.委託料の2資源ごみ再商品化実施業務委託178万2,695円ですが、こちらについてお伺いします。

決算認定資料の5ページの委託一覧表を拝見させていただくと、資源ごみ再商品化実施業務委託については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託をされておりますが、なぜこの公益広域財団法人との契約となっているのか。県内の事業所に直接委託契約という形は出来ないのかということを確認させていただきます。よろしくお願いします。

○柴野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

お答えします。当該委託業務につきましては、容器包装に掛かる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律。いわゆる容器包装リサイクル法において、再商品化が義務付けられております。硝子瓶を国に唯一指定されている日本容器包装リサイクル協会へ委託する業務になってございます。以上でございます。

○柴野比和光 議長

上地崇 議員。

○上地崇 議員

ありがとうございます。この容器包装リサイクル法に基づいて義務付けられている硝子瓶を指定出来るのがこの法人しかないということで、ありがとうございます。

ちなみにこの業務の成果についても再度確認させていただきたいのと、最終的にこの日本容器包装リサイクル協会から実質は県内のそういう再資源化の再商品化が出来る事業者がこの再商品化をやっているという認識でよろしいでしょうか。その2点確認お願いします。

○柴野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

お答えします。業務につきましては、倉浜衛生施設組合で収集された瓶類の処理について、まずはビール瓶とか一升瓶などは、瓶のままリサイクルされるリターナブル瓶と言われるやつと2つ目が無色、茶色、その他の色としてですね、3色に分別される硝子瓶。最後にリサイクルが出来ない耐熱硝子等3種類が分別されます。

この3色に分別された硝子瓶については、日本容器包装リサイクル協会を通して再商品化、利用事業者がこの硝子瓶を原料として再生瓶として製品化しているものでございます。以上です。

○上地崇 議員

休憩をお願いします。

○柴野比和光 議長

休憩いたします。

休憩（午前10時51分）

再開（午前10時51分）

○柴野比和光 議長

再開いたします。

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

そういうことでございます。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

上地議員のご質疑ですけれども、このリサイクル協会と県内業者の繋がりなんですけれども、先ほど話した通り、ちょっと繰り返しになるかも知れないですけれども、生き瓶については酒造メーカーなどに戻されて再利用化されます。あと、先ほど少しお話ししました耐熱硝子などについては、リサイクル等が出来ませんので、そういったものについては、組合の中で処理されて最終処分場に処分されていくものとなります。

今回の日本容器包装リサイクル協会に関して、私たちのほうが委託しているものが、先ほど説明があったとおり、3色に分別された硝子瓶となっております。この3色に分別された硝子瓶については、こちらが日本容器包装リサイクル協会を通じて再商品化製品事業者、その中にいろいろと県内業者、いろいろとあるかと思えますけれども、そちらを通じまして硝子瓶を原料として再生瓶としての製品化、再商品化という形で、また私たちのほうに消費者のほうに戻って来るといふような流れとなっております。以上です。

○栄野比和光 議長

喜友名秀樹 議員。

○喜友名秀樹 議員

よろしくお願いします。認定第1号について質疑させていただきます。先程からあるようにこの委託先についてご質疑させていただきたいと思えますけれども、4ページ、5ページの委託関係一覧表でパッと見ただけで委託先が構成市町外が50%以上なのかなというところですので、質疑が2回しか出来ないのもまとめて聞きますが、この委託先の全体の何パーセントが構成市町外になっているのか。この契約内容が先ほどの屋富祖功議員からありましたけど、入札なのか。プロパーなのか。どういった感じで選ばれているのか。これは構成町外に委託しないといけなくなった経緯も含めてご確認させていただきたいと思えます。これはなんでこんなに政司議員もおっしゃっていましたが、本来であれば、2市1町の中からやるべきだと思いますけど、これがなかったのかそういった業者が、ちょっとそこを確認させてください。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

ただ今の質疑にお答えいたします。倉浜衛生施設組合の中で発注する委託、工事も含めて全て共通している業務の取り組み方から説明させていただきます。まずある業務をやる上では、やはり議員がおっしゃったとおり構成市町の中で対応

出来る業者が何社あるのかということをまず調べさせて、調査させていただきます。そういった中で、勿論構成市町の中でそういった業者がいた場合にはしっかりとまた入札を基本として考えていきます。しかし、どうしても構成市町で、この業務が対応出来ないものが幾つか。今あったとおり県外業者構成市町外というところがありますけれども、そちらについて、どうしてもこの業務の特殊性の高いもの、構成市町内で出来ないものについては、構成市町外、若しくは場合によっては、県外の業者しか出来ないというものがあります。そういった中で今回のこの一覧表の中で、構成市町外との契約をしているという状況があります。基本的には、やはり構成市町の中で、しっかりと調査した上で出来るところがあれば、そちらのほうに入札なり、随契なり、そういった形で契約していくということになっています。

何パーセントかというものは、手元に資料がなくて少しお待ちください。決算認定資料の3ページをお願いいたします。2の委託関係の一覧表からですけれども、100万円以上のものが23件今回ありました。その内、構成市町内が10社、構成市町外が13社という状況となっております。

すみません。割合で構成市町内が約43%、構成市町外が57%となっております。以上です。

○柴野比和光 議長

喜友名秀樹 議員。

○喜友名秀樹 議員

局長、今の説明ありがとうございます。あと構成市町内での企業に出来るのであれば、勿論委託したいというお話です。これをちょっと見ると電気設備保守点検とか、これは構成市町外になっているんですね、本員がさっきから確認しているのは、全体の57%が構成市町外ですと。勿論局長がおっしゃるように、特殊性の高いもの、これはどうしても構成市町外に委託しないといけないものは理解出来ます。であるならばですね、それ以外でここに出て来る保守点検とか委託でわざわざ構成市町外でやらないといけないものなのか。これから見るとどうも出来るんじゃないかなというところがあるので、これ割合で言ったら、もう少し構成市町内で仕事を落としていくということをやっていないといけないと思うんですけど、その辺の取り組みはどのように考えているのか。これで良いのかですね、これはどう見ても先程からも議員皆さんがおっしゃるように、やはり自分達の2市1町内です、働く皆さんにどうしても仕事を回したほうがいいんじゃないかというのは、実際あるわけですよ。これはどこでもあるわけなので、本当にこの設備・保守点検、これは構成市町外になりますか。例えばですね、4ページの一番下とか所々に保守点検とかあるのもいろんな点検はあるかと思いますが、全部が全部構成市町外に委託しないといけないものかと思うところ

があつて、場合に依つては入札確定というところがあると思います。その辺はちょっと確認したいですよ。今後これで良いのかという。ちゃんと構成市町内でなるべく割合としては、50%でも本員は低いと思っています。それがましてや構成市町外が57%とこの辺の考え方もう少し整理していただく必要があるかと思いますが、これで質疑が終わるのでここだけ確認させてください。よろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

構成市町内の業者への取り組みについては、先程、説明したとおりであります。あと、構成市町内に対応出来る業者が1社、2社あった場合には、入札業務に関連して、1社だけでは入札とは言いませんので、私たちとしては出来るだけということで、3社以上を確保出来るようにした上で入札を行うことがあります。ということは構成市町内に2社、構成市町外が1社の3社で入札することもあります。そういった中で入札の結果として、その1社が価格的に低い場合には、どうしても構成市町外と契約するという流れもあります。

結果的にはそうになってしまうことがあるんですけども、やはり構成市町内に1社対応出来るところがあるということだけで競争入札をさけて随意契約するというのは、適切ではないというふうにも考えておりますので、一定程度の競争性は保たせていただいているところです。

しかしそういった中で構成市町の中、それだけの業者がいるのか、いないのかというのは例年とは同じではなくて、新たなところに対応出来ないかというところで、これはメール、ファックス等で一斉に流して対応が可能かどうかの調査も全体的の中で業者に対して全て確認した上での結果ですので、業務的に構成市町内にいるにもかかわらず、構成市町外に自動的に発注したという流れには私たちはなっていないというふうに考えております。

ご指摘のとおり、しっかりと構成市町の中で発注出来るような体制というのは、これからもしっかりと続けて行きたいなというふうに考えております。以上です。

○喜友名秀樹 議員

休憩をお願いします。

○栄野比和光 議長

休憩いたします。

休憩（午前11時03分）

再開（午前11時04分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。認定第1号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、認定第1号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定いたしました。

○栄野比和光 議長

休憩いたします。

休憩 (午前11時05分)

再開 (午前11時17分)

○栄野比和光 議長

再開いたします。

日程第6、報告第2号～報告第8号 例月現金出納検査の結果報告について、議題といたします。

本件につきましては、報告書をサイドボックスに上げてございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第7、一般質問に入ります。

お手元に配布しております一般質問通告書について、8月23日の通告締め切りまでに、2名の議員から一般質問通告書が事務局に提出されております。質問制限時間は20分以内で、一問一答方式となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

又吉亮 議員の一般質問をお願いいたします。

又吉亮 議員。

○又吉亮 議員

ありがとうございます。倉浜衛生施設組合の議会ではじめての一般質問を行い

ます。今回は質問事項としては例規についてはをさせていただきたいなと思っております。組合においても地方自治体においても全て行政行為はこの例規に基づいて行われているものだと私自身は認識しております。今日は皆さんのお手元にも例規集がございますので、こちらのほうを見ていながら、議論をお付き合いいただきたいと思いますと思っております。

まず最初にこの例規集の中の85ページに倉浜衛生施設組合の休日を定める条例というものがございます。こちらの第1条のほうには、次に掲げる日は組合の休日とし、組合の機関の執務は原則として行わないものとする。というふうにあって1号から4号まであるんですけれども、ここで使われている1条に使われている文言、原則の意味とはどういったものでしょうか。どのようにとらえていますでしょうか。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

ただ今の一般質問にお答えいたします。原則とは、基本的にという意味で使用していると認識してございます。今回の条例で申し上げますと、組合の事務を遂行するために、例外の場合もございますが、基本的には、日曜日及び土曜日は組合の休日になるということを示していると認識しております。以上です。

○栄野比和光 議長

又吉亮 議員。

○又吉亮 議員

ありがとうございます。今ありましたように、基本的には日曜日、土曜日は休みですよという従来通りの一般的な原則の捉え方でいいのかなというふうに今の答弁を聞いて思ったんですけれども、この1号で日曜日及び土曜日が休日というふうに定められてはいるんですけれども、イレギュラー的な出勤はあったとしても、基本的にはお休みですよというのがここに謳われている条文だと思っています。

では現在、土曜日の状況ですね、実際に土曜日、倉浜衛生施設組合はどのように稼働しているのかご答弁ください。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

又吉議員の一般質問にお答えします。土曜日については現在勤務してございます。業務内容につきましては、搬入車両を工場内に誘導するための職員が1名、搬入された資源ごみを重機で機械へ投入する職員が2名、投入された資源ごみを圧縮梱包する機械を操作する職員が2名、工場内の全体の管理や機械の不具合検

知を監視する職員が1名の計6名で対応を行ってございます。以上です。

○栄野比和光 議長

又吉亮 議員。

○又吉亮 議員

条文では原則というふうに使われているにもかかわらず、ほぼほぼイレギュラーではなく、毎週土曜日出勤の状態が続いているというところなんですけれども、じゃこれ土曜日に稼働せざるを得ない理由、なぜ土曜日に出勤しなければいけないのか、稼働しなければならないのか、その理由についてお答えください。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

お答えします。土曜日につきましては、宜野湾市・北谷町が家庭系ごみのペットボトルや不燃性粗大ごみ等の収集日となっております。

また、事業系ごみにつきましても、沖縄市と北谷町の方が不燃ごみ、ペットボトルなどを事業者から回収していることから、その分の搬入があるため、リサイクルセンターにおいて、受入、処理等しているところでございます。以上です。

○栄野比和光 議長

又吉亮 議員。

○又吉亮 議員

ありがとうございます。それぞれの構成市町の中で搬入してくる車両があるからというところではあるんですけれども、じゃ土曜日の先ほど第1から第4までは6名、第5の時は5名が出勤していますよという話だったんですけど、実際に土曜日の現在の稼働状況についてなんですけれども、それぞれ沖縄市、宜野湾市、北谷町それぞれ搬入してくる車両の台数は平均でもいいです。年間トータルとかでもいいので、この搬入台数についてお答えください。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

土曜日の現在の稼働状況についてお答えします。リサイクルセンターの土曜日搬入状況につきましては、令和5年度実績搬入台数によると、家庭系ごみは、宜野湾市が1,958台、北谷町が569台となっております。事業系ごみにつきましては、沖縄市が384台、北谷町が572台となっております。

また、土曜日1日あたりでは、家庭系ごみが宜野湾市が37台、北谷町が11台、事業系ごみで沖縄市が7台、北谷町が11台となっております。以上でございます。

○栄野比和光 議長

又吉亮 議員。

○又吉亮 議員

倉浜衛生施設組合がこの休日に定める条例どおりにこの稼働することが出来ない理由としても、特段また宜野湾市の搬入台数が多いなというところで、宜野湾市は土曜日ですね、ペットボトルの回収を行っていて、これは今議会の中でもちょっと提案中、市民との意見交換の中でも毎週回収だったりとかですね、出来ないかという議論もなされているところでもありますので、私どものほうではこれはしっかりと持ち帰って、宜野湾市のほうで提案をさせていただいて、倉浜が条例どおりに今行政行為が出来てない理由がここにあるよというふうにもお話をさせていただきながら、業者の皆さんの週休2日が確保出来るような提案もさせていただきたいなと思っておりますので、ご答弁ありがとうございます。

次に進めさせていただきます。次、倉浜衛生施設組合規約と入札契約についてなんですけれども、これまで倉浜衛生施設組合における入札契約について、これまで過去にどのような契約形態がされてきたか。伺いたいします。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

ただ今の一般質問にお答えいたします。一般的な地方公共団体と同様でございますが、契約の方法としましては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約にて契約を行っております。以上です。

○栄野比和光 議長

又吉亮 議員。

○又吉亮 議員

ありがとうございます。一般競争入札、指名競争入札、そして随意契約、この3つ今まで過去でされてきたということではあったんですけれども、例規集の3,566ページのほうには、倉浜衛生施設組合制限付き一般競争入札要綱というものがございます。しかしながら、指名競争入札と随意契約については、こちら例規の中には載っておりません。

例規には載っておりませんが、先般の議会の中でも随意契約はなされております。この例規の中に載っていない随意契約が何を根拠に随意契約をなされているのかをご答弁ください。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

お答えいたします。倉浜衛生施設組合規約第14条により、この規約に定めのないものについては、地方自治法の規定を準用するとされていることから、地方自治法第234条を準用しております。その地方自治法234条において、「売買、賃借、

請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と定められておりますので、地方自治法を根拠として、随意契約を行ってございます。以上です。

○栄野比和光 議長

又吉亮 議員。

○又吉亮 議員

ありがとうございます。この規約83ページの14条の中に書かれていると、その中に地方自治法の中の234条を準用しているということだったんですけど、確かに第14条では地方自治法中市町に関する、2市1町のことだと思えるんですけども、関連する規定を準用するというふうにあります。

2市1町ですので、沖縄市、宜野湾市、北谷町と3つの自治体が構成されているわけではあるんですけども、随意契約それぞれの調べてみると、ことなる部分がございます。例えば見積書の徴収という部分がそれぞれの沖縄市、宜野湾市、北谷町で異なっているんですけども、その場合どちら市町を準用しているのか。ご答弁ください。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

お答えいたします。沖縄市契約規則に準拠して今進めてございます。以上です。

○栄野比和光 議長

又吉亮 議員。

○又吉亮 議員

なぜ、2市1町ある中で沖縄市を準用しているのか。第14条の中の地方自治法中、市町に関する規定を準用するとあるんですけども、この市町の中でなぜ沖縄市なのか。その根拠を伺います。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

当組合の契約事務につきましては、平成25年度に、管理者の決裁をうけ、沖縄市契約規則を準用するという形で業務を進めてございます。以上です。

○栄野比和光 議長

又吉亮 議員。

○又吉亮 議員

ありがとうございます。この法はですね、この根拠となる部分の規則ですかね。沖縄市契約規則の準用ということで、管理者決裁のもの、資料も拝見させていた

だいたんですけれども、私どもは随意契約だったり、一般競争入札だったりとかする時に議会サイドとしてしっかりと見ていく場合には、やはりこの例規集と照らし合わせて、その行政行為が正しいものかどうかというところも見ていく必要性もありますので、内部資料となっているよりはですね、やはり随意契約というものが、この例規の中に定められるべきではないのかなというふうに思っております。

沖縄市を準用しているのであれば、沖縄市のほうを準用すると書く必要もなく、沖縄市で準用されている随意契約のものをこちらのほうにそのまま倉浜衛生施設組合のこれが随意契約ですよというふうにやる必要もあるのかなと思っております。どうぞご検討いただいて、また議会の中で提案される時には、随意契約を提案される時には私たちもそれと照らし合わせて見ていきたいなと思っておりますので、どうぞその辺はご検討いただけたらと思います。ご答弁ありましたらどうぞ。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

ただ今の一般質問の中で、沖縄市の契約規則を載せたらという話もございます。現在ですね、このような契約規則に関する規定、様々な規定がございますが、それぞれを我々も精査を行いながら、当組合の契約規則の整備に向けて、調整を今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○栄野比和光 議長

又吉亮 議員。

○又吉亮 議員

前向きなご答弁ありがとうございます。以上で私の一般質問を終わります。
ありがとうございます。

○栄野比和光 議長

以上をもちまして、又吉亮 議員の一般質問を終わります。

続きして、上地崇 議員の一般質問をお願いいたします。

上地崇 議員。

○上地崇 議員

沖縄市の上地です。よろしくお願いします。まずはじめに本員の一般質問に入る前に、今回当局また議長の許可を得まして、ちょっとその一般質問をスムーズに皆さんに理解いただけるように、資料のほうを作成していただけたので、その資料を皆さんのほうに配布させていただきます。それを参考にしながら答弁等々を聞いていただけると分かりやすいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは一般質問を通告書に従って質問させていただきます。

質問事項1. 倉浜衛生施設組合の組織体制についてお伺いいたします。まずはじめに現状を確認させていただきます。質問の要旨(1)現在の倉浜衛生施設組合の2市1町のこの処理施設の対象人口と職員数会計年度職員を含む現状をお伺いいたします。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

ただ今の土地議員の一般質問にお答えいたします。当組合の構成する2市1町の令和5年1月1日付の住民基本台帳人口につきましては、沖縄市14万2,679人、宜野湾市10万269人、北谷町2万9,056人、合計27万2,004人でございます。

また、現時点の職員数につきましては、事務職員27人、現業職員30人の合計57人となっております。以上です。

○栄野比和光 議長

上地崇 議員。

○上地崇 議員

ありがとうございます。まず、本組合の現状を確認させていただきました。

次に県内類似のごみ処理関係の施設に関しまして、県内主な部分でよろしいので特に中南部地域の中で主な他施設の対象人口と職員数についてお伺いをいたします。お願いします。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

ただ今の一般質問にお答えいたします。県内中南部地域の清掃事業を担っている一部事務組合及び自治体としましては、当組合を除き8団体ございまして、その内主な団体の令和5年1月1日付の構成市町の住民基本台帳人口の合計、及び、現時点の組織数についてご答弁いたします。

なお、処理事務等の詳細については、配布してございます資料にてご確認いただければと思っております。

まず1つ目、那覇市・南風原町環境施設組合、合計人口35万7,672人、事務職20名、現業職員17名の合計37名となっております。

続きまして、那覇市さん合計人口が31万7,030人、事務職4名、現業職0名、合計4名でございます。

続きまして、南部広域行政組合、こちらは最終処分場除くところになりますが、合計人口が34万3,799人、事務職19名、現業職2名、合計21名でございます。

続きまして、南部広域行政組合、こちらは最終処分場でございますが、合計人

口が26万2,812人、事務職2名、現業職0名、合計2名でございます。

最後に、浦添市クリーンセンター合計人口が11万5,702人、事務職5名、現業職0名、合計5名となっております。以上です。

○栄野比和光 議長

上地崇 議員。

○上地崇 議員

ありがとうございます。配布させていただいた資料等を参考にさせていただければと思いますが、今、ご答弁いただいた内容とまた資料を確認させていただく上で、対象人口、那覇市・南風原町環境施設組合のほうが圧倒的に多かったり、また南部広域行政組合においても対象人口は多い中、職員数が倉浜衛生施設組合は比較的多い人数になっているのかなという認識がございます。

これまでも本組合の議会の中で職員の働き方やまた様々な議論があったかと思いますが、改めてそこら辺の課題を少し確認をさせていただきたいんですが、(3)ですね、倉浜衛生施設組合と他施設のごみ処理体制における直営と民間活用の状況についても資料にもありますが、改めて答弁もお伺いいたします。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

上地議員の一般質問にお答えします。倉浜衛生施設組合と他施設のごみ処理体制における直営と民間活用の状況について、答弁いたします。また、配布してございます、他ごみ処理場施設概要資料も合わせてご覧になりながら、よろしくお願ひします。

倉浜衛生施設組合の現業職員による直営処理については、最終処分場とリサイクル施設の不燃ごみの破袋作業とハンガーや傘などの分別作業とペットボトル、古紙類などの圧縮・梱包作業を行っております。

また、民間活用状況としましては、ごみ処理施設、し尿処理施設とリサイクル施設の一部、ビン・缶類や乾電池等の分別作業を委託しております。

県内中南部地域の他施設の直営・民間活用など、ごみ処理体制については、那覇市・南風原町環境施設組合以外の7団体はすべて民間活用していることを確認しております。

那覇市・南風原町環境施設組合のごみ処理体制については、不燃ごみに係るごみ処理をリサイクル施設にて直営で行っております。そのほかのごみ処理についてはすべて民間活用しているとお聞きしております。

また、南部広域行政組合の2名の現業職員については、搬入受付業務を行っており、基本的なごみ処理体制については、民間委託しているところでございます。以上でございます。

○栄野比和光 議長

上地崇 議員。

○上地崇 議員

ありがとうございます。今の部分でおきましても、倉浜衛生施設組合のほうがお他施設組合においても、やはり直営業務が多いのかなという部分、その上で職員数も他組合において、多いという傾向割合になっているのかなと認識しております。

これが課題としてどう捉えるのかという部分で、やはり今各構成市町もアウトソーシングや民間活用というのを積極的に行っている中で倉浜衛生施設組合がこの現状をどう捉えているのかなということで、(4)倉浜衛生施設組合と他施設の組織体制を比較して、本組合の課題というものをどう捉えるかお伺いいたします。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

上地議員の一般質問にお答えいたします。倉浜衛生施設組合のごみ処理業務の組織体制については、他施設と比較すると、現業職員による直営処理業務が多く、正職員をはじめ会計年度任用職員を含めた全体の職員数が多くなっていることから、歳出予算における固定費である人件費が高くなっていることが課題だと認識しております。

また、本組合の人件費を含めた歳出予算ですが、施設稼働から15年が経過し、安定した長期稼働を目指すうえで施設全体の基幹的設備改造工事や修繕工事を行っているところでありますが、その工事費・修繕費については、多額の財源が必要となっていることから、構成市町からの負担金が増加傾向になっていることが課題だと思っております。以上です。

○栄野比和光 議長

上地崇 議員。

○上地崇 議員

ありがとうございます。様々な行財政改革に取り組んでいるのは、前回の議会でも少し確認をさせていただきながら、各構成市町の負担金の軽減に向けて鋭意努力をされているのは承知ですが、こういった人件費に掛かる部分も今後も様々な改革が必要なのかなと本員は感じます。

今回の補正予算の部分でも破袋作業とハンガーの分別作業に関しては今後は委託をしていくという話で、削減効果もあるという答弁も先ほどありましたが、今後そのような部分がもっとさらに必要なのかな。積極的に取り組んでいく必要があるのかなと本員は感じますが、改めて今答弁いただきました課題を踏まえて、

積極的にこの民間活用をしていく倉浜衛生施設組合も必要なのかなと感じます。

民間活用のメリット、デメリットについて再質問でその民間活用のメリット、デメリットについてどのように捉えているか。再質問をお伺いいたします。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

ただ今の質疑にお答えいたします。民間を活用することでのメリットについては人件費や作業コストを削減できること、また、行政にしかできない業務に職員が専念することで、業務や住民サービスの品質向上につながると考えております。

さらに、今後、多様化する行政需要に対応する必要が生じた場合においても、民間事業者がすでにもっているノウハウや技術力を迅速に導入できることもメリットの一つだと考えております。

次にデメリットとしては、民間活用した業務の知識やノウハウが組合内に蓄積されにくいことがデメリットになると考えておりますが、その対策としては、業務プロセスや実施上の留意点などをマニュアル化し、民間活用した後でも職員が管理監督能力を保持できるよう努める必要があるというふうに考えております。以上です。

○栄野比和光 議長

上地崇 議員。

○上地崇 議員

ありがとうございます。メリット、デメリット、その部分も観点も踏まえながら今後考えていかないといけないと感じます。ほかの他組合がこれだけ様々な改革をして来て、この数字として表れているのかなというふうに本員としては認識をしていますが、倉浜衛生施設組合この長年様々議会でも働く姿勢であったり、様々指摘がこれまでもなされてきている中で、やはりこういった部分についても改革をしていく必要を感じておりますので、(5)効率的な運営に向け、組織体制に対する今後の方針をお伺いいたします。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

お答えいたします。倉浜衛生施設組合としては、「ヒト・モノ・カネ・情報」といった行政財産資源をこれまで以上に効率的・効果的に活用し、適正な職員数で事務を処理する体制の構築が必要だと考えております。

職員数については、令和6年度において、職員適正化計画を策定し、適正な職員数を把握したうえで、適切な組織体制の構築に努めていきたいと考えております。

また、ごみ処理業務における直営及び民間活用については、行政サービスを引き続き、効率的・効果的に提供するためにも、沖縄市をはじめとする、構成市町の「アウトソーシング推進に関する指針等」に準じながら、コストや安全性、効率化など、直営と民間活用のそれぞれのメリット、デメリットを比較検討したうえで、民間のノウハウを積極的に活用できるよう取り組み、行政が担うべき業務に注力できる環境の構築に努めたいと考えております。以上です。

○栄野比和光 議長

上地崇 議員。

○上地崇 議員

ご答弁ありがとうございます。決してこの悪いのか良いのかというのは本員のあくまでも認識の部分で改革が必要なのかなという部分で、実際の本当のメリット、デメリットというのは、組合のほうでしっかり議論していただいて、また構成市町の皆さんともしっかり議論をしていただいて、今後のこの民間活用がその部分は積極的に活用しながら、また業務をしっかり効率化、また市民サービスが低下しないような形で、是非取り組んでいていただければと思いますので、今回は議会の皆さんにも分かりやすく、ちょっと資料も作成していただいてありがとうございます。しっかり皆さんの取り組みの注視をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。以上で上地崇の質問を終わります。ありがとうございます。

○栄野比和光 議長

以上をもちまして、上地崇 議員の一般質問を終わります。

これにて、日程第7、一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩（午前11時45分）

再開（午前11時45分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

お諮りいたします。本定例会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○栄野比和光 議長

ご異議なしと認めます。よって、会議規則第37条の規定により、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたします。

休憩いたします。

休憩（午前11時45分）

再開（午前11時45分）

○柴野比和光 議長

再開いたします。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和6年度第2回倉浜衛生施設組合議会（定例会）を閉会いたします。
大変お疲れ様でございました。

閉会（午前11時46分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年 3 月 30 日

議

長

米野比和光

会議録署名議員

喜反名秀樹

会議録署名議員

宮城政司